

地方独立行政法人埼玉県立病院機構第2期中期目標

前文

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、令和3年度の設立以降、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立精神医療センター（以下「県立病院」という。）を運営し、本県の医療政策として必要とされる高度専門・政策医療（以下「高度専門医療等」という。）を提供し、県民の健康を支える上で極めて重要な役割を担ってきた。

設立から令和7年度までの第1期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症への対応に多大な貢献を果たすとともに、人口当たりの医師数が全国一少ない本県において、医師をはじめとする医療人材の目覚ましい充実を進め、民間病院では提供できない質の高い医療を実現してきた。

財務面では、法人設立前の赤字経営からの脱却を果たし、設立初年度から2年連続で経常収支の黒字化を達成した。一方、近年の賃上げや物価高騰等の影響により厳しい経営状況に直面しており、安定した経営基盤を構築する必要がある。

本県は、これまで経験したことのない急激な社会環境の変化に直面している。過去100年間、人口が増え続けた本県も人口減少に転じ、75歳以上の高齢者人口が、全国トップクラスのスピードで増加する見込みである。これに加えて、医療の高度化は日進月歩で進行しており、病院機構はこのような変化に柔軟に対応していく必要がある。

これらの課題に的確に対応し、病院機構が将来にわたり持続的に県の医療政策における公的使命を果たし、県民の信頼と期待に応える医療を提供していくことを強く期待し、次のように第2期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 県立病院の役割に応じた医療の提供

(1) 高度専門・政策医療の持続的提供

医療環境の変化や県民の医療ニーズ等を踏まえて、先進的医療をはじめ、質の高い高度専門医療等を安定的かつ継続的に提供すること。また、新たに発生する医療課題や医学・医療の発展に迅速に対応すること。

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

循環器・呼吸器系疾患の専門病院として高度専門医療等を提供するとともに、専門領域の救急医療等の充実に努め、県北地域の医療を支えること。特に、脳卒中や心筋梗塞をはじめとする緊急性の高い疾患に対し、24時間365日体制で高度な救急医療を提供すること。

第二種感染症指定医療機関として感染症医療を提供すること。

地域の関係機関と連携し、緩和ケア医療や高齢者救急医療に取り組むこと。

イ 埼玉県立がんセンター

県の中核的ながん専門医療機関として常に先進的な医療を提供すること。

がんゲノム医療拠点病院として患者の遺伝子情報に基づく最適な医療を提供すること。

高齢化による心疾患や糖尿病等を伴うがん患者の増加に対応するため、総合診療機能の強化に取り組むこと。

ウ 埼玉県立小児医療センター

小児専門病院として高度な小児急性期医療を提供するとともに、胎児から成人まで成長に応じた医療を提供すること。

小児がん拠点病院としての機能をより一層充実させること。

がんゲノム医療、遺伝子治療、小児生体肝移植等の先進的な小児医療を提供すること。

小児から成人への移行期医療の総合的な支援機能の充実を図ること。

エ 埼玉県立精神医療センター

県内全域を対象とした精神科救急医療、依存症、児童思春期精神疾患患者、医療観察法対象者その他民間医療機関で対応困難な患者への高度専門医療等を提供すること。

精神医療の変化に対応し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける医療機能の充実に努めること。

(2) 地域医療への支援と貢献

県の医療水準向上のための調査、研究及び教育・研修を行うとともに、他の医療機関との連携を図り、地域医療への支援と貢献を行うこと。

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

地域医療支援病院として、地域医療を担う医療従事者への教育・研修を通じて、地域の医療機能向上に貢献すること。

県北の医師不足地域に医師を派遣し、地域医療への支援を行うこと。

イ 埼玉県立がんセンター

都道府県がん診療連携拠点病院として、地域の医療機関と連携し、県内全域で質の高いがん医療体制の構築に努めること。

がん患者の全県的な受入れを積極的に行い、県内で最適ながん治療を受けられるようにすること。

ウ 埼玉県立小児医療センター

子供たちの健康増進及び疾病予防に取り組む小児保健活動を推進すること。

発達支援を推進するため、患者家族への啓発及び教育・福祉の専門職に対する研修等の充実に努めること。

小児科専門医を育成し、地域の拠点病院へ派遣すること。

エ 埼玉県立精神医療センター

障害保健福祉圏域等における関係機関との役割分担・協働に努めること。

埼玉県立精神保健福祉センターと一体的な運営を行うことにより、県民の精神保健の向上並びに精神障害者の福祉の増進及び医療の充実を図ること。

2 患者の視点に立った医療の提供

患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療を提供すること。

院内の良好な療養環境を確保するとともに、患者のニーズを把握し、更なる医療サービスの充実に努めること。

患者とその家族向けの相談機能を充実させ、入院から退院まで一貫した支援を行うこと。

治療内容とスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化や治療の効率化等の医療の質の向上を図り、患者にとって最適な医療を提供すること。

医療DXの活用により、患者等の利便性向上に取り組むこと。

3 安全で安心な医療の提供

医療安全文化を醸成し、医療事故を防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には原因の究明と再発防止を図ること。

感染症管理体制の充実を図るとともに、院内感染対策を徹底すること。

臨床評価指標等の診療情報や診療内容をホームページやSNS、公開講座を通じて積極的に情報発信すること。

個人情報を適切に管理するとともに、国の定めるガイドライン等に基づき、サイバー攻撃への対応その他のセキュリティ対策全般について適切に対応すること。

4 県の医療水準の向上

治験や臨床試験に精力的に関わり、新規化学療法・治療法の開発導入等の臨床研究に取り組むこと。

研究部門における基盤的かつ先端的な研究及び臨床に直結する最先端の専門研究を進め、次世代を担う若手がん研究者の育成に取り組むこと。

医療機関等と連携して教育・研究に取り組み、県の医療水準の向上に努めること。

5 災害対策の推進と災害発生時の支援

策定したBCPに基づき、災害時にも継続的に医療を提供する体制を整備し、埼玉県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすこと。

大規模な災害が発生した場合は、埼玉県立小児医療センター（災害拠点病院、埼玉D MAT指定病院）、埼玉県立精神医療センター（埼玉D PAT先遣隊）はもとより、県立病院として救護活動等を迅速に行うこと。

6 県の保健医療行政への協力

埼玉県5か年計画や埼玉県地域保健医療計画等に基づき、県が推進する保健医療行政に積極的に協力するとともに、県が行うモデル事業等の先駆的な取組への協力に努めること。

新たな感染症等の発生に迅速に対応できる体制を整えるとともに、発生時には関係機関と連携し、適切に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 人口減少・超少子高齢化への対応

人口減少・超少子高齢化に対応するため、医療ニーズの変化に対応した病院機能の見直しと医療人材不足を見据えた医療提供体制の確保に取り組むこと。

医療DXの活用により、業務効率化に取り組むこと。

地域における医療水準の維持・向上のため、地域医療機関との医療機能分化に向けた連携を進めること。

2 業務運営の改善及び効率化

(1) 効率的な業務運営

医療機能や経営に関する業績評価指標の活用を進め、目標管理の徹底とP D C Aサイクルの効果を高めること。

地域医療機関との連携を推進するとともに、医療環境の変化に柔軟に対応するための運営体制の効率化を図ること。

県立病院の相互支援体制を強化し、各病院間で連携を図りながら効率的な運営を行うこと。

(2) 収入の確保と費用の抑制

県立病院の入院及び外来機能の効率的な運用を進め、更なる収益の確保に取り組むこと。

診療報酬の請求漏れの防止に努めるとともに、新たな診療報酬の取得可能性を検討すること。

医療費未収金について、発生防止に取り組み、早期回収に努めること。

地方独立行政法人の柔軟性と県立病院のスケールメリットを最大限に活用し、費用の抑制に取り組むこと。

国の方針を踏まえた医療費適正化の観点から、先発・後発医薬品を適切に使い分け、材料費の抑制に取り組むこと。

3 人材の確保と資質の向上

(1) 医療人材の確保

質の高い医療を継続的に提供するため、専門性が高く熟練した医療人材の確保を進めること。

研修医及び実習生等を積極的に受け入れ、医療人材の養成に努めること。

病院運営を支える事務部門の専門性を向上させるための職員の確保に計画的に取り組むこと。

(2) 資質の向上

優れた医療人材を育成するため、教育・研修機能を充実させるとともに、職員の経営意識を醸成し業務改善に対する意欲を高めること。

職員が意欲を持って働き、その能力を十二分に発揮できるようチーム医療体制の推進及び活発なコミュニケーションを通じた組織の活性化に努めること。

質の高い医療提供体制を構築するため、職員が健康で安心して働くことができる環境整備と働き方改革を進めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県立病院の公的使命を果たすため、経営指標を活用した経営状況の分析による財務内容の改善及び効率化を着実に進め、安定した財務運営を確保すること。

施設整備や医療機器への設備投資は、県民の医療ニーズや利用者の利便性向上、病院機能上の必要性等を踏まえ計画的に行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

県立病院の公的使命を果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、職員の行動規範と倫理を確立し、法人運営の透明性の確保に努め、適正な運営を行うこと。

平成2年に開設した埼玉県立精神医療センターについては、建物及び設備が老朽化しているため、将来的な精神科医療ニーズを踏まえ、災害時において精神科医療の提供を可能とする環境整備を含めた建替えを検討すること。